電力小売事業営業支援に関する業務委託契約書

株式会社パワー・オプティマイザー（以下「甲」という）と○○○○（以下「乙」という）とは、甲が需要家に対し電力を販売する事業（以下「電力小売事業」という）の営業支援に関し、業務委託契約を締結する。

第１条（業務委託）

甲は、乙に対し、甲と需要家との電力需給契約（以下「需給契約」という）の締結を目的として、電力小売事業に関する新規顧客開拓業務の支援（以下「営業支援業務」という。その営業支援業務の内容は第２条に定める。）を委託し、乙は、これを受託する。

第２条（営業支援業務）

１　　営業支援業務の内容は次のとおりとする。

（１）乙は、新規顧客として適当な候補者（以下「候補者」という）を見つけ、見積もりに必要な情報を集めたうえで甲に対して紹介、申込補助する。尚、候補者とは一定の基準（与信判断・需要電力の規模など）を満たしたものをいい、これらの基準及び必要な情報については甲乙間で別途定める。

（２）前号に従って紹介された高圧需要家の候補者につき、甲乙間で、需給契約を締結できるよう営業活動を行うか否かを確認する。

２　　乙は、甲の要求に応じて、営業支援業務の状況について速やかに報告を行う。

３　　契約価格の内容は次のとおりとする。

（１）低圧需要家と甲の契約価格は、甲によって規定された電気料金種別定義書によるものとする。電気料金種別定義書の改定あった場合は、AIでんきウェブサイトにて通知する。

（２）高圧需要家の需給契約締結までの候補者との価格交渉は、乙によって設定された第４条第２項に示すＡ価格をもって、乙によって行われるものとする。乙が顧客に提案する従量料金単価については、甲が乙に提示した一次見積書上の単価とする。

（３）（１）（２）に関し、料金の改定は各電力供給約款に準ずる。

４　　乙は、需給契約締結までに必要な需給開始手続きを実施するものとする。

第３条（販促資料の提供）

甲は、乙に対し、電力小売事業に関する資料・カタログ等を提供し、乙は、営業支援業務に必要な範囲内でこれを使用できるものとする。

第４条（報酬）

１　　営業支援業務の対価（以下「報酬」という）は成功報酬のみとし、成功報酬対対象となる成約条件を満たした場合に甲は乙に対し、本条第２項,第３項および第４項に規定する報酬を支払う。

 なお、報酬対象の成約条件は次のとおりとする。

 　（１）低圧需要家の需給契約のスイッチングが完了した場合。

 　（２）高圧需要家の需給契約が第２条第１項第２号の確認から６か月以内において需給契約が成約に至った場合。

２　　成功報酬は次のとおりとする。

　　　　（１）低圧需要家の契約獲得の報酬は別紙（成功報酬表）に定める。

　　　　（２）高圧需要家の契約獲得の報酬は以下の計算式とする。

　　　　Ａ価格：甲・需要者間の需給契約書により定められた基本料金単価とする。

　　　　　　　B価格：甲が乙に提示した見積書上の基本料金単価

　　　　　　　毎月の成功報酬 ＝（Ａ価格に基づく月額基本料金 － Ｂ価格に基づく月額基本料金）

　　　また、発電コストの大幅な変動が起きた場合においては双方協議し、成功報酬金額を見直すこととする。

３　　報酬の支払いに関して、甲は乙に対し第４条２項に基づいた報酬を供給開始月の翌月締め翌々月払いで支払うものとする。

 なお、高圧需要家の契約獲得に関する報酬は次のとおりとする。

(１）甲と需要家間での需給契約締結後、１年間継続して支払うものとする。

(２）甲と需要家間の需給契約が継続された場合は１年ごとに自動延長とする。

(３) 成功報酬の期間を問わず、乙の報酬債権は甲と需要家間の需給契約期間中に限り有効とする。但し、最終契約案件の契約締結日より２年以上経過しても新規契約案件がない場合は、すでに発生した乙の報酬債権を無効とする。また、その場合、甲は本契約を解約することができるものとする。

(４) 需要家の契約期間に関して、電力供給約款に準ずるものとする。

４　　乙の報酬債権は、第１項の需給契約が成約した時点で発生する。

第５条（支払方法）

１　　甲は、供給開始後、当該月の電気料金が確定次第、前条第２項に基づき計算される

報酬額（１円未満切捨）を乙に対してこれを通知する。

２　　乙は、前項による報酬額（１円未満切捨）を、甲に対して書面にて請求する。

３　　甲は、乙より受領した請求書の内容に異議がない場合には、需要家から甲への当該月の電気料金支払い完了確認後、請求書受領月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第６条（営業支援業務に要する費用の取扱い）

乙が、営業支援業務に要する交通費、通信費等の費用は、乙の負担とする。

第７条（秘密保持）

本契約に関する秘密保持に関しては、甲乙間で別途秘密保持契約書を締結する。

第８条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾を得ない限り、本契約から生じた権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第９条（再委託の禁止）

乙は、甲より書面による事前承諾を得ない限り、営業支援業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

第１０条（成果物等に係る財産権の帰属）

１　　営業支援業務に係り乙により作成された成果物及びこれに類する書面等に係る無体財産及び有体物に

関する一切の権利は、その創作と同時に甲が取得する。

２　　乙は、甲に対し、完成次第速やかに前項の成果物を提出する。

３　　甲又は乙に帰属する成果物は、帰属者の許可なく無断で利用してはならないものとする。

４　　甲又は乙は、相手方から請求のあったときは、提供を受けた資料を返却する。

第１１条（有効期間）

本契約の有効期間は、平成○年○月○日より平成○年○月○日までの１年間とし、期間満了の３ヶ月前までに甲又は乙より特段の申し出がない限り、更に１年間更新するものとし、以後同様とする。

第１２条（中途解約）

甲および乙は、互いに3か月前に通知したうえで本契約を解約することができる。

第１３条（契約の解除）

１　　甲又は乙は、相手方が次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せずして、書面通知を送付することにより本契約を解除することができる。

（１）甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、かつ所定期間を定めた書面催告にもかかわらず、当該所定期間内に違反状態が改善又は是正されなかったとき。

（２）支払いを停止したとき、または手形交換所の取引停止処分があったとき。

（３）仮差押、仮処分、強制執行、差押、公租効果滞納処分などを受けたとき、または、民事再生手続開始、破産手続開始、会社更生手続開始などの申立てがあったとき。

（４）事業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。

（５）経営が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

（６）その他債権保全のため必要と認められるとき。

（７）前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき。

２　　前項に基づいて甲が本契約を解除した場合、当該解除日より前に需給契約成約日が到来したときであっても、乙は当該需要家に係る報酬債権を有さないものとする。

３　　本条に基づく解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第１４条（暴排条項）

１　　甲及び乙は、現在及び将来にわたって相互に、自己が、次の各号の事項について表明・確約し保証する。

1. 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
2. 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）および従業員が反社会的勢力でないこと。

（３）反社会的勢力が経営を支配していないこと。

（４）反社会的勢力が実質的に関与していないこと。

（５）自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

（６）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていないこと。

（７）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

２　　甲及び乙は、現在及び将来にわたって相互に、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約し保証する。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　　甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかに違反した場合、通知・催告することなく直ちに本契約及びその他の甲乙間の取引に関する一切の契約を解除することができるものとする。尚、甲は、本条に基づき本契約またはその他の甲乙間の取引に関する契約を解除した場合、相手方に対し損害賠償義務を負わないものとする。

第１５条（その他遵守事項）

　　　乙は、以下事項を遵守することとする。甲により乙が以下遵守事項に違反したと判断した場合、甲は本契約を解約することができるものとする。また、甲はその時点より過去半年間に甲が乙に支払った成功報酬全額返済を求めることができるものとする。

１　　甲を含め３社以上の小売電気事業者ならびに特定規模電気事業者との電力販売に関する代理店契約、営業及び営業支援業務をしないこと。

２　　営業の際に、かならず甲の代理店であることを明示すること。

３　　広告宣伝、アウトバウンド営業、訪問営業等の営業手法はかならず事前に甲の承諾を得ること。

４　　甲より営業しないよう通達された顧客への営業をしないこと。

５　　顧客にメリットがでない単価で切り替え提案をしないこと。

６　　甲に申し出た社名以外で営業をしないこと。

７　　甲から一時見積もりにて提示された基本料金単価、従量料金単価以下での提案をしないこと。

８　　不正確な契約電力、契約種別、使用量に基づく見積依頼をしないこと。

９　　利益相反行為と営業を拒否された顧客への営業をしないこと。

１０　　小売電気事業者ならびに特定規模電気事業者でないこと、またならないこと。

１１　小売電気事業者ならびに特定規模電気事業者の関連会社、資本関係のある会社でないこと、またならないこと。

第１６条（管轄裁判所）

本契約に関する裁判手続については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１７条（疑義事項）

本契約条項の解釈、関係事項および甲の競合先である特定規模電気事業者との乙による提携について疑義が生じた場合は、その都度甲・乙誠意をもって協議解決するものとする。

本契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成○年○月○日

甲　　東京都港区元赤坂1-1-7

オリエント赤坂モートサイドビル2F

株式会社　パワー・オプティマイザー

代表取締役　田川　周作

乙